仕　　様　　書

四国運輸局

１．件名
　徳島運輸支局応神町庁舎及び香川運輸支局並びに愛媛運輸支局の機械警備業務

２．摘要
　本仕様書は、発注者　支出負担行為担当官　四国運輸局長を「甲」、独立行政法人自動車技術総合機構　四国検査部長　を「乙」とし、受注者を「丙」として、徳島運輸支局応神町庁舎及び香川運輸支局並びに愛媛運輸支局における機械警備業務に適用するものである。

３．目的
　この警備は、対象支局の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、甲及び乙の施設物品の保全をはかり、その他業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

４．警備対象
　・徳島市応神町応神産業団地１－１　四国運輸局徳島運輸支局応神町庁舎
　・高松市鬼無町字佐藤２０－１　四国運輸局香川運輸支局
　・松山市森松町１０７０　四国運輸局愛媛運輸支局

５．警備任務
（１）火災・盗難および不良行為の拡大防止
（２）事故覚知時における関係先への通報連絡及び緊急措置
（３）月次報告書および事故報告書の提出
（４）機械警備装置の設置・運用
（５）その他、不測の事態の防止と阻止

６．警備方法
　初動異常確認は機械警報装置作動による対応とし、機械警報装置より異常を受信した場合は、緊急出動を行い、４．の庁舎警備対象箇所に速やかに警備員が到着のうえ、現地を確認するものとする。ただし、４．の庁舎警備対象箇所と電話等による連絡により緊急出動の必要がない旨を確認できた場合はこの限りではない。なお、機械警報装置作動による対応ができない場合で、特に発注者が認める場合は、警備員の常駐又は巡回による対応を行うことができる。

７．警備対象期間
　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日までの５ヶ年とする。

８．警備実施時間
（１）平 日：午後５時１５分から翌朝午前８時３０分まで
（２）閉庁日：午前８時３０分から翌朝午前８時３０分まで
※　閉庁日は、土曜日、日曜日、祝日及び１２月２９日から１月３日の間とする。上記（１）、（２）の時間内において、４．の対象箇所が無人の状態にあるときで、４．の対象箇所からの機械警報装置作動開始の信号又は連絡を受けたときに始まり、機械警報装置作動解除の信号又は連絡を受けたときに終わる。

９．警備運営上の権限
甲及び乙は丙に対し、警備業務遂行のため必要な警備上の権限を付与するものとする。

１０．警備実施要領
（１）機械警報装置について
敷地内の施設等の全ての開閉箇所及び室内に、施設等への出入りを監視できるセンサー等及び室内における挙動を監視できるセンサー等を取り付けること。なお、発注者が特に必要ないと認めた箇所は除くことが出来るものとする。
（２）異常受信時の対応について
① 機械警報装置より異常を受信した場合は、緊急出動を行い、受信してから庁舎警備対象箇所に速やかに到着しなければならない。
② 到着後、警備員は現地の確認を行い、異常を発見したときは、直ちに該当箇所における発注者が指定する者に連絡をするとともに、事態の拡大防止に努め、必要がある場合には、各関係機関に連絡をしなければならない。なお、判断が困難な場合には、発注者が指定する者と協議のうえ、対応すること。
③ 異常受信後において、必要な場合は、事故等報告書を作成すること。
（３）　機械警報装置による対応ができない場合について
特に発注者が認める場合は、以下のとおりとし、その間については、警備員の常駐又は巡回により対応するものとする。
① 機械警報装置の取り付け、取り外しに係る期間
② 機械警報装置の故障等により正常に作動しない期間

１１．警備時間中における発注者の入退出
原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合に限り、次のとおり取扱うものとする。
（１）　機械警報装置解除前又は機械警報装置解除後速やかに、受注者に機械警備等中断の申し入れを行う。
（２）　発注者による臨時解除の場合は、発注者の責任において警備を行うものとする。
（３）　臨時解除を終了する際は、その旨を受注者に連絡し、機械警報装置作動の手順に従い、機械警報装置を作動させる。作動後においては、１０．警備実施要領に基づき受注者は警備を実施するものとする。

１２．警備報告書の提出
受注者は、警備を行った当該月が終了したときは、速やかに月間の警備報告書（毎日の

警備開始時間、警備解除時間及び警備上における異常の有無等）を作成し、翌月１０日までに発注者が指定する者に提出又は Web 等で閲覧できるようにしなければならない。なお、異常が有った場合には、対処方法及び結果を併せて報告するものとする。

１３．鍵等の預託

発注者は、受注者が警備を実施するにあたって必要な鍵等を預託し、受注者は発注者が機械警報装置を作動させるために必要な鍵等を預託するものとし、厳重な取扱いと保管を行い、契約期間満了又は契約解除等を行った際は、相互の所有者に返還するものとする。また、通常の使用に供せず、預託された鍵等を紛失又は滅失した場合は、責任を持って賠償するものとする。

１４．発注者の緊急連絡者名簿の提出

発注者は、受注者に対して、あらかじめ必要となる緊急連絡者名簿の提出を行うものとする。また、発注者は、緊急連絡者の変更があった場合については、遅滞なくその旨を受注者に報告するものとする。

１５．機器の設置・撤去、設置機器明細表の提出

（１）機器を設置する場合は、（２）に該当する場合を除き丙の責任及び経費負担において行うこと。

（２）甲又は乙の都合により、機器の移設・付加が必要となった場合は甲又は乙の負担とする。

（３）本機械警備業務に必要な機器の設置（搬入、設置、調整等すべて含む）を業務開始日までに完了し、運用可能な状態にすること。

（４）業務実施期間終了後、丙の責任及び経費負担において設置した機器の撤去を行うこと。なお、設置及び撤去にあたっては、支局担当職員の指示によること。

（５）丙は契約締結後、速やかに設置機器明細表並びに設置機器の位置を記した庁舎図面を作成し、甲及び乙に提出すること。

１６．事故防止及び補償

（１）丙は、当該機器の設置及び撤去の際には、細心の注意を払うものとし、甲及び乙の管理する建物及び備品等に損害を与えてはならない。

（２）丙は、作業の実施にあたり、当該機器周辺に対する安全確保を万全とするための措置を講ずること。

（３）丙は、作業実施中に人身事故、物損事故等の事故が発生した場合、甲及び乙に遅延なく報告し指示に従うこと。また、その損害の補償等は、丙の責任において行うものとする。

１７．機械警報装置の保守点検

受注者は、機械警報装置の保守点検を適宜行い、機能維持に必要な修理・改修等を受注者の負担により行うものとする。なお、受注者は、点検等の都度、又は、必要な修理・改修等が必要な場合には、発注者にその旨を報告し、適正に処理するものとする。また、機械警報装置の誤作動等が確認された場合は、発注者確認のうえ、受注者の負担により必要

な修理・改修を行うものとする。

１８．通信方法

機械警報装置から受注者事業所への通信方法については、受注者の指示によるものとする。

１９．遵守事項

（１）本作業の従事者は、服装・名札・腕章等の着用により、当該者が本作業の従事者であることが明らかに認識できるようにしておくこと。
（２）作業に直接関係ない場所へみだりに立ち入らないこと。
（３）庁舎管理上の定められた注意事項については、必ず従うこと。
（４）業務遂行上、知り得た事項を第三者に漏らさないこと。

２０．免責

（１）機械警報装置が正常に作動したにも拘わらず、通信回線による送信が行われなかった場合
（２）機械警報装置作動開始前からの侵入、潜伏者を発見できなかった場合
（３）自然災害等の場合で、１０．（３）による対応ができない場合、その他不可抗力 による場合。

２１．その他

本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、担当職員と協議のうえ、決定することとする。